

令和 7 年度御代田町新社会体育施設建設基本計画策定支援業務委託 質問に対する回答

No.	書類項数	質問	回答
1	実施要領 p4, 9 企画提案書の提出 (1) (ア)	提案書内容の表現について制限はございますか。 イラストや図面、業務スケジュール等の図示は認めていただけますか。	表現に制限はありません。イラストや図面、業務スケジュール等の図示も認めます。
2	実施要領 p5, 10 プレゼンテーション審査 (5) ウ	「出席者は3名以内」とありますが、3名すべてに発表する権利および質疑回答の発言権があると考えて宜しいでしょうか。	お考えのとおり、3名すべてに発言権があります。
3		新社会体育施設について、現段階で想定されている規模や構造等をご教示ください。	新社会体育施設の規模、構造等は本基本計画策定業務内において町民の意見等を踏まえて、予算規模と併せて検討する事項ですので、現段階でのお示しはできません。
4	特記仕様書 p1, 2 (1)、③ 計画コンセプトの検討について	意見聴取の方法として、アンケートを提案する場合の印刷費、郵送費等の諸経費は受託者が負担するという理解でよろしいでしょうか。 またアンケート実施に際し、貴町との役割分担で想定しているものがあればご教示ください。	お見込みのとおりですが、対象者の宛名ラベルや町の封筒は提供可とします。 受託者の役割としては、アンケートの調査目的を明確にし、適切な質問項目、回答形式を提案します。また、調査目的にあった対象者を選定し、回答を取りまとめ、データ分析をし、基本計画にどのように反映するかを町に提案していただきます。
5	実施要領 p2, 4 参加資格 (10)	「元受けとして行ったもの」とありますが、設計共同企業体の代表構成員もしくは構成員の立場で受託した業務は実績として認めて頂けますか。	認めます。
6	特記仕様書 p3, 4 施設の規模等	記載の 4 つの建物については新社会体育施設の建設後に解体撤去する、との解釈でよろしいでしょうか。 また新社会体育施設建設後も継続利用する建物はございますか。	既存建物の利活用も含めて本基本計画策定業務内での検討事項となりますので、現段階でのお示しはできません。
7		体育館（アリーナ）以外に必要な諸室がありましたらご教示ください。	事務室、会議室等が想定されますが、こちらも本基本計画策定業務内での検討事項となります。